

様式第1号

埼玉県住宅供給公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

さいたま市宮常盤8丁目住宅外壁改修等工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県住宅供給公社会計規程第80条に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県住宅供給公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定によるものとする。

令和3年10月4日

埼玉県住宅供給公社  
理事長 石川 幸彦

記

1 入札対象工事				
(1) 工事名	さいたま市宮常盤8丁目住宅外壁改修等工事			
(2) 工事場所	さいたま市浦和区常盤8-4-4			
(3) 工事期間	契約確定の日から令和4年3月25日まで			
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。			
(5) 工事概要	<p>ア 規模及び構造</p> <p>鉄筋コンクリート造 3階建て 1号棟 12戸 鉄筋コンクリート造 4階建て 2号棟 23戸 計2棟 35戸</p> <p>イ 工事内容</p> <p>外壁改修等工事 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設工事</li> <li>・外壁改修工事</li> <li>・外壁仕上げ塗装工事</li> <li>・打継目地シーリング打ち替え工事</li> <li>・鉄部塗装改修</li> </ul>			
(6) 業種名及び工事分類名	業種名	建築工事業	工事分類名	建築一式工事
2 落札者の決定方法	<p>本件入札は、埼玉県住宅供給公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要領（※）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。</p> <p>(1) 価格競争方式により落札者候補者を決定する。</p> <p>(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。</p> <p>(3) 審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p> <p>※埼玉県住宅供給公社ホームページ内「入札要領等」に掲載。</p>			
3 入札手続きの方法	<p>本件入札は、埼玉県住宅供給公社工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定に基づき、資料の提出、届出及び入札を書面により行う。</p>			
4 設計図書等	<p>設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、埼玉県住宅供給公社ホームページ内「一般競争入札公告」の「仕様書等」に掲載する。</p>			

<p>5 競争参加資格確認申請書の提出場所及び期間等</p>	<p>入札参加を希望する者は、次に示す提出場所及び期間内に競争参加資格確認申請書（※）を提出すること。  ※埼玉県住宅供給公社ホームページ内「入札要領等」に掲載。</p> <p>(1) 公社に持参する場合  提出期間は、下記のとおり。</p> <p>(2) 郵送の場合  下記の提出期間内に必着するよう送付し、到着確認を必ず行ってください。  ※郵便事故等による未到着には対応しかねますのでご了承ください。</p> <p>期間 令和3年10月5日（火）から令和3年10月21日（木）まで  （ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）  時間 9時00分 から 17時00分 まで  （ただし、12時00分から13時00分を除く）</p> <p>場所 埼玉県住宅供給公社 経営企画部 経営企画室 財務課  さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号</p>
<p>6 設計図書等に関する質疑</p>	<p>設計図書等に関する質疑は、次に示す期間及び方法によること。</p> <p>期間 令和3年10月18日（月） 12時00分まで</p> <p>方法 埼玉県住宅供給公社 事業推進部 技術支援課 あてファクシミリ（送信後電話にて連絡）または、電子メールにより指定様式で提出すること。（提出先は、公告末尾に記載）</p>
<p>7 質疑に対する回答</p>	<p>令和3年10月20日（水） 15時00分</p> <p>質疑に対する回答は、質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を埼玉県住宅供給公社ホームページで公表する。  入札参加者は、質疑書の提出の有無にかかわらず、ホームページ上に掲載する質疑に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。  なお、質疑に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。</p>
<p>8 入札場所及び日時</p>	<p>場所 埼玉県住宅供給公社 4階 401会議室  （さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号）  ※ 駐車場に余裕がありませんので、車での来社はご遠慮願います。</p> <p>日時 令和3年10月28日（木） 13時30分</p> <p>※なお、変更する場合は埼玉県住宅供給公社ホームページ上で案内する。</p>
<p>9 入札に参加できる者の形態</p>	<p>単体企業</p>
<p>10 入札に参加する者に必要な資格</p>	
<p>(1) 建設業の許可</p>	<p>建築工事業</p>

	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が4千万円（建築工事業である場合には6千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。			
(2) 資格者名簿への登載	令和3・4年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「（1）建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、10(8)エただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 所在地	さいたま市内			
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す県土整備事務所管内にあること。			
(4) 格付	業種	建築工事業	格付	㊤級または、A級
(5) 施工実績	下記ア、イのいずれかの実績			
	ア 国又は地方公共団体等との請負契約			
	1回の契約金額（特定建設工事共同企業体による契約にあつては、出資比率に基づく相当額とする。）が1千万円以上の建築一式工事。			
	契約の締結日にかかわらず平成23年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。			
	イ 民間事業者との請負契約			
1回の契約金額（特定建設工事共同企業体による契約にあつては、出資比率に基づく相当額とする。）が1千万円以上の建築一式工事				
契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公告日までの間に、民間事業者との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。 なお、民間事業者との請負契約の施工実績については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。 ア 契約書の写し イ 工事概要又は施工数量がわかる図書（契約書に記載があれば不要） ウ 工事の履行が確認できる資料（施工証明書、請負代金の入金を証明するもの等）				
(6) 配置予定の技術者	資格	建設業法に規定された資格		

	<p>ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請契約の総額が、4千万円（建築一式の場合にあっては6千万円）以上となる場合は、監理技術者でなければならない。また、請負代金の額が、3千5百万円（建築一式の場合にあっては7千万円）以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。</p> <p>イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、上記に規定する「5 競争参加資格確認申請書の提出場所及び期間等」に記載した競争参加資格確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</p> <p>ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。</p> <p>エ 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、本工事の完成検査終了後の後片付け期間と他工事の準備期間である場合、又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合、若しくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。</p> <p>オ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</p>
(7) 現場代理人	<p>本工事は、埼玉県住宅供給公社建設工事請負契約約款第10条第3項の規定により、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、埼玉県住宅供給公社との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。</p>
(8) その他の参加資格	<p>ア 埼玉県住宅供給公社会計規程第79条第1項及び第2項の資格を具備する者であること。</p> <p>イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>ウ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。</p> <p>オ 建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記エただし書きに該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p>

	<p>ク 令和元年度及び令和2年度に完成した埼玉県発注工事のうち建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。</p> <p>ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。</p> <p>ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。</p> <p>ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。なお、建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記の要件を満たすこと。</p> <p>コ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（埼玉県の「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」に準拠。）。</p>
11 入札参加資格の有無の確認	埼玉県住宅供給公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要領に基づき、落札候補者の決定後に入札参加資格の有無を確認する。
12 最低制限価格	設定する。
13 入札保証金	免除する。
14 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。</p> <p>ただし、工事完成保証人を立てた場合は契約保証金を免除する。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあつては、保証金額）と同額とする。</p> <p>ア 利付国債</p> <p>イ 埼玉県債</p> <p>ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県住宅供給公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者</p> <p>イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と埼玉県住宅供給公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p> <p>(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
15 支払条件	
(1) 前金払	する（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。

(2) 部分払	しない。
16 現場説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 競争参加資格確認申請書（写）を提示した者であっても、入札日時において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。</p> <p>イ 入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行するものとする。</p>
(2) 入札書に記載する金額	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。</p>
(3) 提出書類	<p>ア 初度入札時に、発注者が様式を指定した入札金額積算内訳書（必要事項を記入したもの）を入札書に添付すること。</p> <p>イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。</p>
(4) 入札回数	<p>ア 再度入札は3回までとする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p>
(5) 入札の辞退	<p>埼玉県住宅供給公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要領によるものとする。</p>
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	<p>入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。</p>
(7) 同額の入札	<p>落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより、落札候補者を決定する。ただし、総合評価方式を適用した場合は、「埼玉県住宅供給公社建設工事総合評価方式実施要綱」の規定による。</p>
(8) 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札</p> <p>イ 参加資格審査のために室・部長（支所所長）が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札</p> <p>ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札</p> <p>エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札</p> <p>オ 不備な入札金額積算内訳書を提出した者がした入札</p> <p>カ 談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札</p> <p>ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札</p> <p>ケ 入札者の押印のないもの</p> <p>コ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの</p>

	<p>サ 押印された印影が明らかでないもの</p> <p>シ 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>ス 指定様式以外での入札</p> <p>セ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>ソ 代理人で委任状を提出しない者がしたのもの</p> <p>タ 他人の代理を兼ねた者がしたのもの</p> <p>チ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたのもの</p> <p>ツ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
18 その他	<p>(1) 埼玉県住宅供給公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要領を熟知の上、参加すること。</p> <p>(2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。</p> <p>(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。</p> <p>(4) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県住宅供給公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</p> <p>(5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(6) 契約期間中に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2の措置要件の欄の第1号、第3号イ、第4号イ又は第5号に該当し、入札参加資格停止の措置を受けたときは、契約を解除することがある。 この場合、この契約の解除による損害の賠償請求はすることができない。</p> <p>(7) 落札者との契約は、埼玉県住宅供給公社建設工事請負契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は埼玉県住宅供給公社のホームページに掲載している。</p>
19 この公告に関する問い合わせ先	<p>埼玉県住宅供給公社 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号</p> <p>入札方法・契約に関すること 経営企画部 経営企画室 財務課 担当：松倉・田端・土師 電話 048-829-2862 ファクシミリ 048-824-3786</p> <p>公告に関すること 事業推進部 技術支援課 担当：永井 電話 048-829-2689 ファクシミリ 048-825-1824 E-mail <a href="mailto:j-shien@saijk.or.jp">j-shien@saijk.or.jp</a></p>